

### 三 国語調査委員会決議事項

(明治三十五年七月)

国語調査委員会ハ本年四月ヨリ同六月ニ涉リテ九回委員会ヲ開キ其調査方針ニ就キテ左ノ如ク決議セリ(文部省)

- 一 文字ハ音韻文字(フオノグラム)ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
  - 二 文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ是ニ関スル調査ヲ為スコト
  - 三 国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト
  - 四 方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト
- 本会ハ以上四件ヲ以テ向後調査スヘキ主要ナル事業トス然レトモ普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ左ノ事項ニ就キテ別ニ調査スル所アラントス
- 一 漢字節減ニ就キテ
  - 二 現行普通文体ノ整理ニ就キテ
  - 三 書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ
  - 四 国語仮名遣ニ就キテ
  - 五 字音仮名遣ニ就キテ
  - 六 外国語ノ写シ方ニ就キテ

(官報 明治三十五年七月四日)

### 四 新聞社説

(一) 読売新聞 新定仮名遣法の実行は暫次見合すべし  
社説

(附) 漢字制限も亦同然

(明治三十三年九月二十九、三十日)

文部省は今回小学校令の改正と共に其施行規則をも改正し、新に小学校に於て教授に用る仮名及其字体。字音仮名遣。漢字の範圍等をも定めたるが、爾來仮名遣の制定に就ては世間其英断を称する者あると共に、之を非難するものも亦甚多く、中には随分強硬なる反對をなす者ありて、折角の省令を以てして、猶其能く実行せらるべきや否やさへ疑ふ者あるに至れり。

思ふに今の国字の不便にして何とか改定せざるべからざるは、是迄とても朝野の教育家が頻に唱道せる所、今文部省が断然其信ずる所に従て、仮名字体を定め字音仮名遣を定め、又使用漢字の範圍を定め、児童をして可成簡便に實際の応用に資し易からしめんことを期し、徒に学科の複雑繁密に渉るが為、過度の心力を費すことなからしめんと力めたるに就ては、余輩も亦寧英断として之を称するに吝ならず、然れども独其之を定めたるの方法手續に至ては亦苟に疑なき能はざるなり。

既に英断と云ふ独力専断幾多の反対を排して所信を執行するは免かるべからざることなるべけれど、今回の仮名。字体。仮名遣等の

一定は、元々世間一般の己に久しき以前より齊しく其の要を認めたる事なれば、英断と云ふと雖も実は世論に従つて決行したるものにして、予め之を発表するも敢て之に向て障害を加ふるものあらざるべきに、文部当局者が折角世論に従つて一定の英断に出でながら、其の方法に就て更に予め世論を徴し世評を求め、広く学者の意見に聴くことをなさざりしは、余輩が今に於て転た其輕拳を惜しまざるを得ざる所なり。

尤も文部省に於ても、斯る大事を決行するまでには、必ず多年の歳月と、優絶の智識を以て、丁重に調査したるものなるべけれど、唯其広く世間の智識を集めざりしの結果は、流石国語学者の上田博士を叩へ、哲学者の沢柳学士を有し、之を率ゆるに法律学者の奥田学士、政治学者の木場博士を以てせる文部省の定たる所なるも、猶千慮の一失とも思はるべき個所甚だ多きが如きは余輩の頗る遺憾とする所なり、試みに其制限せられたる漢字に就て之を見るも、米。鮒。鯛。鯉など普通用ゐられるべき文字にして其中に見出されず、殊に苟くも字を知る者の必ず拝読せざる可らざる、彼教育勅語中に用ゐられある文字にして、省略せられたる者も亦甚だ多し、申すも畏けれど日本臣民の必ず体し居らざる可らざるは上御一人の一人称即ち「朕」なる文字さへ、之を欠るに至ては豈に甚しき失態と謂はざるべけんや、尤も当局者は詔勅の如きも後來は漸々此方針に従るべきとの考なるべけれども、学校は詔勅。法令等の用語を掣肘すべきの処にあらず、却て此等をも能く理解し得て遵奉すべきの国民を作らざるべきの処なれば、当局者にして真に詔勅の用語をも可成簡易に願

ひ奉らんとの心ならば、先づ詔勅等の簡易となりて最早必しも難しき漢字を知るの要なきの時に於て始めてなすべきの筈ならずや、詔勅の未だ其語を改めざるに先ちて小学兒童の知識を制限する、是豈に前後顛倒の施設といはざるべからず、若し又此の如くにして推し行かば、将来我國民中普通教育を受けながら教育勅語をも拝誦し得ざるの人多きに至るべし、是豈に喜ぶべきの事ならんや。

○ ○

新定仮名遣に於ても亦然り、殊に彼の「」の如きは非難最も多く、之を文字と云ふべきか、將た符号と称すべきか、それさへ定かならず、猶將來或は仮名専用の事ともならば、連字号ハイフン或は註釈符号等と混淆し易きの虞あり、且つ既に文字と云ふ以上は幾分か美的形象を要すべきに、「」の數多く連るは体裁上果して如何あるべきか、次にカとクワ、ジとヂ、ズとヅの区別の如き成程文部省に近接せる地方の子弟にては之を区別することも容易ならざるべしと雖も、四国九州等にては区別明白にして、又区別せざれば却て解するに苦むの有様なり、然るに今文部省が之を区別し得ざる地方の子弟をして、可成別音を正さしむることを求めず、却て之を別ち得る地方にまでも総て之を区別するなからしめたるは、果して当を得たる者なるや、已に其之を区別するなからしめて、猶從來慣用の例に従ふも妨げずとなせるは、果して妨げずとするほど而く輕視すべきの事なるか、且夫れ已に小学校使用の仮名遣を新定せる以上は、須く新聞雜誌等世俗普通に行はるゝ刊行物等に於ても、齊しく之に従ふべきことを期せざるべからざるが、彼拗音のちよ、しゃの大字と小字と

の組合せの如きは、果して活版植字の上に於て不便を感じざるや、特に電報等に於て之を區別せざるべからざるに至ては極めて至難の事ならずや。

以上は唯一例を示せるのみ、此等の事一々数へ来れば、千慮の一失も枚挙に遑あらざるべし、折角の英断を孟浪杜撰と評し去らんは聊か気の毒なれど、左りとて之を完全無欠とするは又甚難し、要するに小学校用の仮名遣が一時の遊戯若くは玩弄物の如きものならば即ち止む、苟も之を以て将来卒業の後世に出で、直に応用し、以て普通の用を便するに資することを求めば、教授以外種々の方面よりも觀察して然る後之を定めざるべからず、而も何事ぞ独力専断、独り之を世間に示して広く意見を徵せざりしのみならず、現に今文部省に設置せられ、此事には最も重大なる關係を有する国語調査会にさへ、唯一回の諮問をも為さざりしとは、愈々以て其蠢勇に驚かざるを得ざるなり。

抑も国語国字の改良新定たる、固に重大なる事柄にして、或は国民の基礎も之によりて左右せらるべく、其影響の波及する所頗る重大なるが故に、一たび之を定めば又再び之を改むること甚だ難し、されば今国字改良の要切なると共に、其の調査は又最も慎重にせざるべからず、此に於てか余輩は文部省今回の仮名遣法、漢字節減等の制定は暫時其実行を見合せ、更に国語調査会に諮問して普く世間の論評を徴し、慎重なる調査を為して、然る後完全に近かるべき新法を定めんことを望む、今や山縣内閣は総辭職を為して、新文部大臣の何人たるべきや未だ知るを得ざれども、余輩は新内閣の文部当

局者に望むに先づ此一大事業を以てせざるを得ざるなり。

(二) 読売新聞 社説 仮名遣改正と高等教育會議

(明治二十八年三月十八日)

文部大臣は来る二十日を以て高等教育會議を召集し、左の諮問案を提出して同会の意見を徵むといふ。

- 一、国語仮名遣改正案
- 一、字音仮名遣に関する事項

附国語仮名遣改定別案

- 一、文法上許容すべき事項

抑も高等教育會議は教育上の最高諮問府にして、教育行政に関する大体の事項及び学制の大綱に属する重要事件を諮問するを以て重なる目的とすべきは固より言ふ迄もなき所、殊に由来毎年一回必ず之を開くべきものなりしに、現文相は其必要を認めずとして其規則を改正し今回新に召集せるものなれば、定めて重大なる案件あるべしとは蓋何人も予期する所なるべし、然るに諮問の事項茲に出でずして、却て前記の如きものに止るは我輩の頗る疑訝する所なり。

国語仮名遣の改正は固より重要事件なるに相違なしといへども、元是れ這般専門の知識に富める学者、実務家の考究に委すべきものにして、一般文政の大体に通じ若くは教育の各階級を代表せる高等教育會議の事業としては太だ適當なりといふべからず、況んや同時に帝國教育会の如きものにも諮問したるは、是れ最高諮問府と普通

教育上の団体とを同等視したるものにして、少しく高等教育會議を侮蔑したるの嫌あるに於てをや、外国の事例は必ずしも爰に引用するの要なきも、彼の仏國が千九百年に於て文法上に改正を加へんとするに方り、之を學士會院に諮りて高等教育會議に諮らざりしを見れば、亦以て最高諮問府と其他の教育団体との性質の差を分曉するに足らん、聞く議員中には這回の諮問案を取りて直に之を文部省に返却するの議を懐く者ありと、我輩亦其謂れなきに非ざるを認む。

這回諮問に附せらるべき改定案は、昨年来組織されたる教科書調査委員會の調査に成りたるもの、由なるが、同會に於ては尋常期年の間を以て完全と認むるに足るべき成案を具すること能はざりしは、他に一ケの別案と稱するものを添附したるを以ても知らるべし、而して其別案が所謂本案なるもの、粗漏不完全なることを一々暴露するが如き觀あるも亦奇ならずや、此る未熟なる仮名遣を強て学校の内に行ふも、弘く世間の用うる所とならずして、我邦の文章は転錯乱に錯乱を加へんのみ、是故に我輩は高等教育會議に諮詢するの可否を姑く論外に置くも、猶諮詢案其もの、粗惡を鳴らさんと欲するなり。

又我邦には特に國語調査會なるものあり、年々一万余金を費して國語に関する事項を調査せしめつゝあり、這回の問案の如きは蓋主として此會の査定に附すべきものなるべし、記す嘗て三十六年中國定教科書編纂の当初、同會は文部省の諮詢に逢ふて本件の關係する所頗る広く、隨て慎重の議を要すべきものなるが故に、追て仮名遣全部の改定案を具申する迄は姑く従來の儘に差置かれたしと応へた

るを、爾來未だ同會が所謂仮名遣全部の改定案を具申したるを聞かざれば、猶調査中に在ることを想察すべし、果して然らば他年同會の成案を得たる後、不幸にして這回の改正と齟齬、矛盾、衝突したるものある時は之を如何に処置せんとするか、這回の改正案は現に國語調査會に諮問中なりといへども、自己の本領として永く考究中のものあるに拘はらず、教科書調査會が僅々の時日を以て調成したるものに向て直に一致すべしとも思はれざるが故に、一時這回の改正を強行するも、他日再び錯乱を來すの恐なきを期せざるなり、人或は猜して曰ふ文相は高等教育會議を開かざるに對し、世上の攻撃太甚しきを憂ひ已むを得ずして召集したるものにして、衷心より仮名遣の改定案を議せしめんとする誠意あるにあらずと、我輩は諮問案の性質より推し、前後の事情に稽へて、文相の爲めに猜者の妄を弁ずるの材料を得ざるを悲む。

之を要するに這回高等教育會議の諮問案たる國語仮名遣改定案は(第一)最高諮問府を蔑視し(第二)内容の粗漏太甚しくて徒らに國文の錯乱を來し(第三)折角の巨費を抛ちて組織したる國語調査會を無用の地に置かんとするものなるを認むるのみ。

(三) 日本社説 仮名遣の許容(再び文部の企業に付て)

(明治三十八年三月二十三日)

目下高等教育會議に附しつつある(今日ごろ已に原案可決せしも知れず)國語仮名遣改定案、其の參考として附録したる別案に、案

の理由とし記して曰く、『国語を総て発音的に改むることは理想として可なりと雖ども、之を急激に実行せんとするときは、大に世の慣用と衝突し又甚しく歴史的文法を破壊する等、種々の差支を生じ却て目的を達する能はざるの虞あり、故に本案は実行上の便宜等を鑑み最も穩当なりと認むる方法を採用したり』と。参考別案と名づけて附録せらるゝ此の案は二十九条より成り、其の本物よりも僅に二ヶ条を減じたるものに過ぎずと雖ども、内容は頗る穩当にして、文部省自ら理由に言ふが如し。

但た怪むべきは此の別案は何人の提出に係れるやの点なり。同じく文部省中の発案ならば、何故に之を本物とせざるや。其の称して参考別案とせし理由は如何。文部省は現に自ら此の案を目して「最も穩当なりと認む」と曰へり。されば本物として會議に附したる改定案は取りも直さず其の認めて「不穩当」なりとする所、大に世の慣用と衝突し甚しく歴史的文法を破壊する等種々差支を生ずる所の案ならずや。理想として可なるも実行上の便宜を欠くものならずや。文部省は自ら提出しながら自ら駁撃しつつある自家撞着の至にあらずや。本物の改定案は文部省の理由を示すものにして別案は其の実行上の便宜を示すもの乎、兩者を併せて會議へ提出したる其の真意や殆ど解すべからず。若し本物にして通過し難き場合には別案を通過せしめんと縁日商人的懸引なりとせば、文部省なるものゝ無定見にして自信なきも亦甚しからずや。

二案並出の不都合は暫く措き、何れにしても此の別案を見れば本物の提出に付き文部省自身にも実行を危むの念あるは明白、即ち其

の本案として提出せる国語仮名遣改定は文部省内にても異議あるを認むるに足る。出案の理由は之を自白して余あり。文部省は世の慣用と衝突するを恐れ歴史的文法を破壊するを恐る、這是左もあるべき事なり。されど、教科書の編輯上又は学校の教授上、彼れは在来の仮名遣法に不便を感じたるやに見ゆ。此の間に処する方法に窮して斯る提案を敢てしたるに似たり。然らば吾人は文部省に教へん。教科書の編輯は宜しく在来の仮名遣法に拠りて之を行ふべし。仮名遣法よりも其の資料の撰択と其の誤謬の回避とに力を用ゐて可なり。若し夫れ教授上生徒の記憶力を過勞すとの慈悲心に出づと為さば、所謂別案の如き程度に於て許容を設くるを要す。国語仮名遣許容案は不可なし。

別案と雖ども世の慣用と衝突し歴史的文法を破壊するの点あり、唯だ本物の改定案よりも較く穩当なりと謂ふに過ぎず。故に之を改定案としては其不可なること毫も前者に異ならず。但た教授上多少の困難あるべきは、吾人と雖も之を認めざるにあらず。この困難を濟ふに最も正当なる方法は、発音通に仮名を改むる代はり成るべく仮名通に発音を改むるに在り。別言すれば頽廢せる発音を恢復して成るべく現在の仮名遣と合致せしむるに在り。這是単に国語の原法を敬重するの事たるのみに止まらず、又た国語の進歩を図る事たり。但だこの方法の実行も亦朞月の間に遂げ得べきにあらず。文部省としては之を将来の事業とし、先づ目前の救済方法として国語仮名遣許容を設くる可なり。許容は改定にあらず。国語の自由の変遷を妨げずして教育上の困難(若し之あらば)を救ふ、文部省の仕事と

して最も穩当なりとせん。吾人は徒らに反対するにあらず、又た徒らに旧物を固守せんとするにもあらず、社会の前途は簡易にして複雑に赴くの趨勢に觀て國語も亦た此の趨勢を免かれ難きを思ひ、彼の如き顛倒の改定を不可とするの理由を有する者なり。

(四) 東京日日新聞 仮名遣法の一退転  
社説

(明治四十一年六月一日)

文部当局者の企画したる國語字音仮名遣改定の事業は、既に実施したる字音新仮名遣法に於て失敗の端緒を啓き、今回臨時仮名遣調査委員会を組織するに至て愈々予期の成功を難ずるの色を示したり。今回の仮名遣改正案は、牧野文相の第一回臨時委員会に於て演べたる所に徴すれば、貴族院の建議を参酌し、文部当局者が更に起草したる所に係り、其主眼とする点は仮名遣上、前改定案に於て設けたる口語と文語との區別を撤廃し、多くは社会の慣用に遠ざからざるを期すると言ふにありて、其前に幾ど國語の語源をも破壊するに等き急激なる改正を施さんとしたるを更改する方法を取るものなり。之を文部当局者の当初企画したる所に照らせば仮名遣法改正の猛念は正に一退転を告ぐるものと謂ふべし。加之ならず今回の提案は既往の字音改正法実施に胚胎したる現在及将来の困難を除却するの目的を包含し、輒ち前の改正法実施の失敗を恢復せんと期するものなり。牧野文相は即ち説を為して曰く、前に字音仮名遣を改正したる結果、國語仮名遣も之に倣ふの実況を呈し、現に小中学生徒は

字音と國語との區別を弁せず、字音新仮名遣法を國語仮名遣にまで応用せんとするもの頗る多きを致す、仍て此等の事情に顧み、今に於て之を統一整理するに非ずんば、本邦の國文は一層の困難を來すは明白なるを以て、此際原案の如く字音仮名遣法と國語仮名遣法とを成るべく統一し、改正の区域は成るべく之を減少し、之に依て國語教育の困難を除き其發達の便を進めんとするを要とすと。知るべし既に実施したる改正字音仮名遣法は徒に國文の困難を來せる原因を為し、早くも遂に其弊を矯正せざるべからざるが如き失敗を招き、之が恢復策として今回の提案あるに迫りたることを。是れ文部当局者が其前に企画したる所に於て既に予期の成績を期し難きを告白すると同時、前の改正に対し、更に改正を加ふるの利なるを必要としたるものにあらずや。若し其れ当初改正の際、將來國文の前途に困難を与へ、改正の主旨たる兒童研學上の重担を除却するの目的に反するの結果を齎らすの事實を洞見すること、牧野文相の如きあらしめば、或は彼が如き失敗を招くの原因たる無用の改正なきを得、又其改正より生じたる弊害杜絶の方法として今回の如き提案を為すの必要起らず、隨て既に実施したる改正に依り無用の修學を為し、之が為めに蒙りたる兒童の損失は全く之を与ふるに至らざりしやも亦決して望むべからざるにあらざりしを思はずんばならず。是に於て吾曹は益々文部当局者が最初此の如き問題を一の行政事項と爲し、独断的に之が実施を試みたるの徒勞なるを信ぜずんばあらざると共に、既に実施したる改正法の無用に屬したる以上、之に關聯したる提案の又遂に無用に歸するなきや否を研究し、其取るべきは固

より之を取るに躊躇すべからざるは論なしと雖も、再び将来の学界に煩累を与へざるを期するは即ち今回の委員会が当に最も務むべき所なるを思はずんばあらざるなり。

(五) 読売新聞 文相の妄断(仮名遣復旧に就て)  
社説

(明治四十一年九月九日)

文字の使用法は、一國文明の進歩に多大の關係を有するものにて、其取捨改廢の如きは、學者と教育実験家との、慎重なる研究に待つべく、決して文部大臣の勝手に左右し得べきものに非らず、何となれば文部大臣は一時の行政長官に過ぎず、大臣の更迭毎に其方針を変ぜんか、國民は遂に其適歸する所を知る可らざればなり、沉んや無為無能にして、徒らに復旧の愚を為すに於てをや。

今回文部省が省令第二十六号を以て仮名及其字体字音仮名遣並に漢字に関する従来の規定を削除したるが如きは、正に是れ文部大臣が、學者を侮蔑し実験家を輕視し、自己一片、好惡の感情を以て、國家百年の大計を誤らんとするものと云ふべし、我輩は寧ろ其妄断不遜に驚かざるを得ず、之を具體的に評せんか、仮名遣は從來のものを用ふるさへ識者は多く之に反対せしに、今更變体仮名を授くるの必要果して何れにあるか、變体は一種の修飾文字に過ぎず、實用を主とする義務教育に於いても毫も關係なき事なり、次は折角制限を加へたる漢字を、再び増加して兒童の腦髓を悩まさんとする事なり、文部大臣は義務教育延長の結果、自から増加すべきものゝ如

く云ひ居れども、義務教育は智識の方面にこそ延長すべけれ、用も無き漢字を増加して何にかせん、今の學生漢字を知らずとは、世間一般の評判なれども、それは今迄の世の中に於て不自由なるのみ、向後漢字を廢すとせば、何かあらん。又た字音仮名遣を旧に復し、棒引の便利にして且つ實地の発音に最も近きものを止め、専門家すらも頗る困難とせる『ふ、う』『や、よ』の使ひ分けを為さんとするに至ては、無益の勞力を兒童に強ゆるのみ、教育上多大の害あつて、些少の益なきもの也、殊に一旦旧に復すと云ひながら、又其訓令の末段に『字音仮名遣の爲徒に國語の學習を難渋にし、兒童の心神を過勞せしむるが如きは、務めて之を避けざる可らざるを以て、敢て繩墨に拘泥するを要せず云々』平たく之を言へば、余り面倒なるも宜しからざれば好い加減に遣つて置け、即ち『う、ふ』『も』『や、よ』も何れに誤魔化しても可なりとの意味なるが如し、更に之を換言せば、文部大臣も復旧の到底行はれざるを知り、之に依て一時の茶を濁さんとせるや明かなり、我輩は斯く曖昧なる復旧よりも、改定案の之に優る万々なるを断言して憚らず、殊に其口実として、実施の結果予期の目的に副ふこと能はずと云ひ居れども、我輩の見る所にては、其結果惡しと思はず、広く行はれざるは之を行はざるに依るのみ、仮名其物の罪には非らざるべし。

之を要するに、同問題に就ては、仮名遣調査会あり、國語調査会あり、學者実験家の研究最中に當り、其道には至つて不案内なる文部大臣が、突然之を改廢して顧みざるは、不都合極まる話なり、斯る問題は向後も尚ほ有るべし、知らざるを知らずとし、文部大臣

は寧ろ圏外に立つて学者実験家の説に聞き、慎重事に当るの義務ある事を記憶せんことを要す。

(六) 報知新聞  
社説 国語問題の今後

(明治四十一年九月十二日)

仮名遣改定運動は、新文相の果断によりて一大頓挫に遭遇し、従来の計画は根本より覆されて、余す所は全国数百万の児童に、不通の国語を覚えしめたる惨事あるに過ぎず。堅確なる国論に根底を置かず、頼み難き一時の権勢を濫用して、区々の私見を国民に強ふるの弊は、真に此の如きものあり。吾人は今に至りて彼徒の自から責任の重大なるを感知し事の是非得失は別論として、之を行ふ方法の甚だしき粗暴なりしを悔悟したりと確信せざる能はず。従つて本問題今後の変遷は如何にありとも、再び此の如き惨事を繰り返さじとの臍を固めんことは、吾人が此機に於て彼徒に要望する第一条件なり。扱其れは其れとして、仮名遣問題は今後如何に処分せらるべき乎。小松原文相の椅子に憑る間は、文部省は全く該問題を打切り、国語の上に何等の改良手段をも講ぜざるべき乎。又改定運動に熱中したる一派の徒は、青天の霹靂に辟易して、此儘に屏息すべき乎。吾人は両ながら其然るを信ぜず、文部省は一層着実なる基礎の上に、国語改良の方法を発見せんと勉むるなるべく、改定の主唱者は捲土重来の策を画するに怠らざるべし。吾人を以て之を見れば、国語界の動揺今日の程度に進みては、何の辺にか其効果を発現

せずして底止することなかるべく、国語改良の運動は、今後に継続して決して衰ふる事なかるべし。是れ独り仮名遣改定の運動によりて生じたる影響のみにはあらず、無智の文学流行して、其勢力動もすれば伝来の正法を蹂躪せんとする傾向あるに由るなり。惟ふに国語の紊乱は今日より甚だしきはなく、之を整理改良するは、現代の一大事業ならずばあらず。仮名遣の改定は慥に其一分派に属するものにして、吾人は其根本の主旨に反対するものにあらず、若し其方法にして宜しきに適せば、寧ろ之を輔翼助成せんと欲す。唯従来の改定は立案極めて粗笨にして、其方法も亦暴慢を免れず、着実の思想を有する者は、何人と雖一見顔を背けざるべからざるを如何せん。『発音の通りに書す』るは国語筆記法の真理たるは吾人も之を認むれども、其は改良の一面観に過ぎず、他の一面には『文字通りに発音せしむ』る方法もあることを知らざるべからず。今人の発音は古人の発音より精確にして、之に則るは則ち国語を改良する所以ならば、今人の発音を基礎として、之を其儘に文字にあらはす主義は間然すべき所なし。唯事実には之れに正反対し、今人の発音の蕪雑なるは、改定表を一覧すれば何人にも明瞭にして、『じ』と『ぢ』とは混じて一の『じ』となり、『つ』『ず』も一の『つ』に合し、其他『か』と『くわ』とは一の『か』に、『きよう』『きやう』『けふ』は一の『きよう』となる等、今人の発音の不精確は争ふべからず。蓋し文字なき時世に於ては、意志を通ずる道は口頭より外に方法なかりしを以て、発音は自から精確を保持せられけんも、文字の制あるに至りて、人は之れに依頼すること多きに過ぎて、発音の精確は閑却せられたるもの